

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	CO中毒患者に係る特別対策事業経費			<b>担当部局庁</b>	労働基準局	<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成18年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	労災管理課	木塚 欽也		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定			<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条			<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条に基づきリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰支援体制等を整備するものである。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	CO中毒患者の特有の症状に応じた適正な医療等を提供するため、大牟田労災病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に次の業務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施							
<b>実施方法</b>	委託・請負							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	442	442	430	449	449	
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	442	442	430	449	449		
執行額	442	442	430					
執行率(%)	100%	100%	100%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数を成果指標とする。	グループワークの年間実施日数	成果実績	実施日/年	152	153	154	
			目標値	実施日/年	-	-	141	141
			達成度	%	-	-	109%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	委託医療機関数	活動実績	機関	1	1	1		
		当初見込み	機関	1	1	1	1	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X=執行額/Y=委託医療機関数		単位当たりコスト	百万円	442	442	430	449
			計算式	X/Y	442/1	442/1	430/1	449/1
<b>平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)</b>	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	業務費	242	249					
	諸謝金	136	129					
	委託管理費	38	38					
	消費税	33	33					
	計	449	449					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	「点検結果」参照		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	「点検結果」参照		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「点検結果」参照		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	「点検結果」参照		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	被災労働者の適正な保護を目的とする事業であることから受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	「点検結果」参照		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	平成26年度のグループワークの年間実施日数は、154日であり、おおむね週3日として定めた成果目標（年間141回）を上回っており、成果実績は成果目標に見合ったものとなっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みを達成している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）	-	-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害（死者458名、負傷者839名）により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等の提供を目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備を行うもので、①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること、②平成16年、坂口厚生労働大臣（当時）は国会の場において、患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨を答弁していること、③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること等から、本事業は今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、本事業は、大牟田労災病院の後継医療機関に入院しているCO中毒患者の継続的な医療、看護体制等の整備やリハビリテーションの実施等を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、①CO中毒患者の特有の症状に応じた医療の提供の一部を委託内容としていること②大牟田労災病院の廃止・移譲時に、CO中毒患者に対して安心して診療・リハビリが行える環境を整備し、CO中毒患者の療養・リハビリが激変することがないよう万全を期することを患者らと国が約束していることから、毎年度の契約のつど、委託先医療機関を変更することによる患者の療養環境の変化は避けなければならないこと、③患者については、国が責任を持って対応していく旨を国会において答弁しており、これを履行することが必要であること等から、これらの条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p>			
	改善の方向性	<p>委託先のCO中毒患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO中毒患者の特性に配慮しつつ、事業内容について協議をしながら委託事業を進めている。</p> <p>また、年間の事業内容等については、社会保険大牟田吉野病院より、事業年度の翌年度に委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書の提出を受け、それらの内容を精査し、適切な事業内容及び会計処理となるよう必要な指導を行っている。</p> <p>これらを通じ、今後も必要な診療体制等の整備を行えるよう、委託費を適切に積算した上で委託を行う。</p>			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 り 状 通	点検結果は妥当であり、執行率も良好であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 り 状 通	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	660-9	平成23年度	984	平成24年度	829
平成25年度	424	平成26年度	434		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
430百万円(平成26年度執行額)

受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握  
適切な事業内容、会計処理となるよう必要な指導



【平成18年度～ 特命随意契約 ※】

A.(一般)福岡県社会医療協会社会保険大牟田吉野病院  
430百万円(平成26年度執行額)

CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供  
するための医療、看護体制等の整備やリハビリテーション  
の実施等

#### ※特命随意契約

本事業は、CO中毒患者の継続的な医療、看護体制等の整備やリハビリテーションの実施等を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、

- ① CO中毒患者の特有の症状に応じた医療の提供の一部を委託内容としていること、
  - ② 大牟田労災病院の廃止・移譲時に、CO中毒患者に対して安心して診療・リハビリが行える環境を整備し、CO中毒患者の療養・リハビリが激変することがないよう万全を期することを、患者らと国が約束していることから、毎年度の契約のつど、委託先医療機関を変更することによる患者の療養環境の変化は避けなければならないこと、
  - ③ 患者については、国が責任を持って対応していく旨を国会において答弁しており、これを履行することが必要であること
- 等から、これらの条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も大牟田労災病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかにつ  
て補足する)  
(単位:百万  
円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.(一般)福岡県社会医療協会社会保険大牟田吉野 病院			E.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	病床確保経費	病床確保のための経費	184			
	謝金	医師、看護師、リハビリ関係職員等の人件 費等	169			
	委託管理費	医療機器リース料、光熱水道費等	36			
	消費税	消費税	32			
	レクリエーショ ン活動等経費	リハビリテーション、レクリエーション、患者 の送迎、MRI検査実施等のための経費	9			
		(平成26年度実績)				
	計		430	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一般)福岡県社会医療協会社 会保険大牟田吉野病院	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業 務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施	430	特命随意契 約	-